

船舶事故等調査報告書

平成27年5月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014横第174号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年12月10日 21時45分ごろ
発生場所	静岡県静岡市三保埼東岸 清水灯台から真方位041°400m付近 (概位 北緯35°00.80′ 東経138°32.01′)
事故等調査の経過	平成26年12月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 公太郎丸、5トン未満（長さ6.83m）
船舶番号、船舶所有者等	242-16813静岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	キール及び左舷側ビルジキールに擦過傷
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人2人（以下「同乗者」という。）を乗せ、清水灯台南方沖での釣りを終え、船長が、清水港へ帰ろうと前部甲板、左舷側及び右舷側をそれぞれ照らす作業灯3個を点けた状態で錨を巻き揚げ、船首を静岡市蒲原の町明かりの方向に向け、航行を開始した。</p> <p>船長は、同乗者2人が前部甲板で釣り道具の片付けを行っていたので、作業灯を点けた状態で、約25km/hの対水速力で手動操舵によって北進した。</p> <p>本船は、船長が、反航船を左舷方に見て通過した後、作業灯の明かりで左舷方に砂浜を認めたが、どうすることもできず、平成26年12月10日21時45分ごろ三保埼東岸の砂浜に乗り揚げた。</p> <p>本船は、主機を止め、船長及び同乗者2人が、砂浜に降りて船体を沖の方へ押したが、動かず、海上保安庁へ通報し、11日の満潮時、船長が手配した船舶によって引き出された後、清水港の造船所にえい航された。</p>
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風速 約2.5m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
その他の事項	<p>本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約1.0mであった。</p> <p>船長は、本事故当時、船体中央の機関室上方に備え付けた作業灯3個及び両色灯を点けていたが、同位置に備え付けた全周灯は、視覚の妨げになると思い、点けていなかった。</p> <p>船長は、本事故当時、いつも夜間航行時に点けている両舷の作業灯</p>

	<p>2個のほか、釣り道具の片付けがしやすいと思い、前部甲板の作業灯1個を点けていたので、眩しくて周囲が見えづらと感じていた。</p> <p>船長は、GPSプロッターを備えていなかったため、夜間航行する際には船首を蒲原の町明かりの方向に向け、目測で清水灯台までの離岸距離を確認しながら航行していたが、本事故後、前部甲板を照らす作業灯が眩しくて、離岸距離を見誤ったと思った。</p> <p>船長は、本船を約23年前に購入し、月平均約1～2回使用し、平成26年は夜釣りに約4～5回使用していた。</p> <p>船長及び同乗者2人は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、三保埼東岸沖に向けて北進中、船長が、前部甲板及び両舷の作業灯3個を点けていたことから、周囲が見えづらく、離岸距離を確認できずに航行し、三保埼東岸の砂浜に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、三保埼東岸沖に向けて北進中、船長が、前部甲板及び両舷の作業灯3個を点けていたため、周囲が見えづらく、離岸距離を確認できずに航行し、三保埼東岸の砂浜に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間航行する際には、法定灯火を点灯し、見張りを妨げるおそれのある作業灯等を点けないこと。